

南国市ものづくりサポートセンター指定管理者候補者選定審査委員会

審査要領

1. 基本方針

指定管理者候補者の選定にあたっては、「南国市ものづくりサポートセンター指定管理者候補者選定審査募集要領」を基本としたうえで、提出された事業計画書の内容やプレゼンテーション、質疑応答から各参加者について審査を行い候補者の順位づけを行う。

2. 審査

(1) 総合点数は審査委員一人あたり 100 点とし、審査の項目及び配点については別紙「審査表」のとおりとする。

(2) 審査項目ごとの「配点」に対して、5 段階で採点を行う

3. 得点の算出方法

(1) 提案内容に対して、審査項目ごとに全審査委員の採点を合計し、合計の点数を審査委員数で除して得た平均得点を算出する。

(2) 全ての審査項目の平均得点を合計し、参加者の総合得点を算出する。

※得点の端数処理は、小数点以下 1 桁までを有効とし、小数点 2 桁目で四捨五入する。

4. 審査委員会

参加者から提出された事業計画書等に基づきプレゼンテーションによる審査委員会を開催する。

(1) 日時

日時：令和 6 年 11 月下旬

※審査委員会の日時、場所、実施方法等の詳細は、別途お知らせします。

(2) 内容

- ・審査の順番は別途知らせることとする。
- ・出席者は参加者ごとに 3 名以内とする。
- ・プレゼンテーションの時間は 1 社 30 分以内とする。
- ・各社のプレゼンテーション終了後、審査委員からの質疑の時間を設けることとする。

5. 審査の方法

(1) 参加者は、事前に提出した事業計画書等に記載された内容の範囲内でプレゼンテーションを行うこと。

(2) 審査委員会当日の新たな企画提案、資料配布は禁止とする。

- (3) 全ての参加者の審査が終了した後、各審査委員の審査結果を集計し、候補者と次点者を決定する。
- (4) 審査の結果、最高得点を得た参加者を指定管理者候補者とし、最高得点に次ぐ者を次点者とする。ただし、総合得点が60点未満の参加者は選定の対象としない。
- (5) 最高得点の者が複数いる場合は、以下の順で最高得点者を決定する。
 - ① 審査項目の「要求水準を達成するための内容」の得点の高い者
 - ② 提案する指定管理料が安価な者
 - ③ 上記①、②で順位がつかない場合はくじにより決定するものとする
- (6) 審査委員会に出席しない事業者の企画提案は無効とする。